

さいたま市公立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業者募集要項

さいたま市子ども未来局  
子育て未来部 保育課  
令和6年5月

## 1 概要

保護者の利便性の向上等を目的とする、本市の公立保育所における「紙おむつ等定額制サービス」の実施事業者を募集するもの。

## 2 募集に関する事項

### (1) 仕様書について

別紙「さいたま市公立保育所における紙おむつ等定額制サービス事業仕様書」のとおり

### (2) 事業実施期間

令和6年8月1日から令和8年9月30日まで

(市内公立保育所にて順次実施するため、開始時期が最長で令和6年8月1日から令和8年9月30日、最短で令和7年3月1日から令和8年9月30日とする。)

## 3 参加資格要件

- ・ 紙おむつ及びおしりふきについては、国内流通メーカー品とすること。
- ・ 1つ以上の自治体の公立保育所で導入実績があること。(実証実験を含む。)
- ・ 無料トライアル期間を1か月以上設けていること。
- ・ 利用料金の決済手段が2つ以上あること。
- ・ 納品単位について1箱から発注が可能なこと。

※保管スペースが5箱未満の保育所に限る。

(5箱未満の保育所については、質問に対する回答日である令和6年6月3日(月)に、さいたま市ホームページ内の「さいたま市公立保育所における「紙おむつ等定額制サービス」の事業者を募集します」において掲載する。)

## 4 さいたま市における候補事業の選定までのスケジュール (予定)

| スケジュール           | 日程                  |
|------------------|---------------------|
| 募集開始日 (募集要項等の配布) | 令和6年5月13日 (月)       |
| 質問受付締切日          | 令和6年5月27日 (月) 17時必着 |
| 質問に対する回答日        | 令和6年6月3日 (月)        |
| 提出書類受付締切日        | 令和6年6月10日 (月) 17時必着 |
| 選定結果の通知日         | 令和6年6月中旬            |
| 覚書締結             | 令和6年6月下旬            |

本市公立保育所50園のうち保護者アンケートにより、月に6園程度ずつ令和6年度末までに順次実施する。

## 5 質問の受付及び回答

提出書類の作成に関して質問がある場合は、下記にて受付及び回答を行う。

### (1) 受付方法

電子メールによる受付とする。連絡の際は、メール件名を「紙おむつ等定額制サービス事業に関する質問」とし、本文に「事業者名」「担当者名」「所属・役職等」「電話番号」「メールアドレス」を明記の上、後述「11 担当者」まで連絡すること。

### (2) 受付期間

令和6年5月13日（月）から令和6年5月27日（月）17時まで

### (3) 質問に関する回答

令和6年6月3日（月）に、さいたま市ホームページ内の「さいたま市公立保育所における「紙おむつ等定額制サービス」の事業者を募集します」において掲載する。

## 6 参加申し込み

本募集への参加希望者は以下の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

応募申込書（第1号様式）

### (2) 提出先

後述「11 担当者」まで

### (3) 提出期間

令和6年5月13日（月）から6月10日（月）17時まで

### (4) 提出方法

郵送で提出すること。なお、書留等の配達記録が残る方法にて、提出期間内に必着とする。また、郵送で提出した旨を後述「11 担当者」まで電話連絡し、到着を確認すること。

## 7 市における候補事業者の選定方法

### (1) 審査の方法

市における候補事業者の選定は書類審査によるものとする。参加事業者が1者の場合も、所定の審査の上、決定するものとする。

ア 書類審査を行い「3 参加資格要件」を満たさない項目がある場合は失格とする。

イ アの条件を満たした者の中から、各おむつ等銘柄の最低価格の事業者を候補事業者に選定する。その際の候補事業者数は応募があった銘柄の数とする。なお、最低価格が同額の場合は、次点で公立保育所での実績件数、決済手段数を考慮し、すべてが同数の場合はくじにて選定する。

(2) 選定に関するスケジュール

前記「4 さいたま市における候補事業の選定までのスケジュール（予定）」に示すとおり

(3) 選定結果

選定結果については、本募集に参加したすべての事業者に通知する。

8 覚書の締結

(1) 覚書の締結

ア 選定された候補事業者と本市において覚書を締結する。この場合、選定された事業者は、速やかに覚書が締結できるよう手続きを進めなければならない。

イ 選定された事業者が、覚書締結までの間に前記「3 参加資格要件」のいずれかに該当しなくなった場合、該当していないことが判明した場合、又は提出書類に虚偽があった場合は、事業者の決定を取り消し、その者とは覚書を締結しない。

ウ 選定された事業者との覚書の締結が成立しなかった場合は、応募申込書の価格が次に低い事業者と覚書を締結するものとする。

(2) 覚書金額

提出された応募申込書の金額とする。

(3) 実施期間

需要のある保育所から令和6年度中に順次導入を検討するため、最長で令和6年8月1日から令和8年9月30日、最短で令和7年3月1日から令和8年9月30日とする。

9 実施園の選定方法

(1) 各園の保護者投票

市における候補事業者の中から各園の保護者投票により、実施園を決定する。なお、実施園決定後の辞退はできないものとする。

(2) 事業者の決定

各園の保護者投票により選ばれた事業者には、結果を市から通知し、その通知をもって担当園の決定を行う。

(3) 覚書締結後のスケジュール  
最初の6園程度の場合（予定）

| スケジュール       | 日程           |
|--------------|--------------|
| 保護者投票開始日     | 令和6年6月17日（月） |
| 保護者投票締切日     | 令和6年6月24日（月） |
| 担当園の事業者への通知日 | 令和6年7月8日（月）  |
| 無料トライアル開始日   | 令和6年8月1日（木）  |
| 有償サービス開始日    | 令和6年9月2日（月）  |

※以降、毎月6園程度、同様のスケジュールを進めていく。詳細なスケジュールは候補事業者へ別途お知らせしていく。

10 留意事項

提出書類は、いかなる理由を問わず返却しないものとし、本市の定める保存期間満了後、本市の責においてすべて処分するものとする。また、本市はこれを本選定以外では使用しない。

11 担当者

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市子ども未来局子育て未来部保育課

担当：渡邊、原川、柿沼

TEL：048-829-1867（直通）

FAX：048-829-2516

E-mail：hoiku@city.saitama.lg.jp